

平成 28 年 5 月 9 日

建築行政共用データベースシステム未利用の
特定行政庁 様

建築行政共用データベースシステム（建築士・事務所登録閲覧システム）の
ご利用について（ご案内）

一般財団法人建築行政情報センター

平素より、当財団の事業にご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、確認審査等に関する指針においては、確認申請等の受付時に建築士資格の確認が必要とされており、その方法の 1 つとして、建築士・事務所登録閲覧システムの利用が認められているところです。

貴庁におかれましては、建築士・事務所登録閲覧システムのご利用により、正確かつ迅速に建築士資格の確認が可能となります。

つきましては、建築士・事務所登録閲覧システムのご利用を下記によりご検討いただきたく、ご案内かたがたお願いいたします。

記

1. 建築士・事務所登録閲覧システムの利用効果、利用方法及び費用

別 紙 「建築士・事務所登録閲覧システムの概要」をご覧ください。

2. お申込み方法

お電話又は電子メールにて、建築士・事務所登録閲覧システムのご利用をご希望の旨、下記宛てご連絡ください。

3. 備考

建築士・事務所登録閲覧システムの有償オプションとして、「法令・大臣認定データベース」もご利用可能です（年間税抜 8 万円）。合わせてご検討ください。

別添資料

別 紙 建築士・事務所登録閲覧システムの概要

参考 1 確認審査等に関する指針（H19 国交告 835 号）（抄）

参考 2 技術的助言（H25 国住指 526 号）（抄）

参考 3 建築士・事務所登録閲覧システム利用状況
建築行政共用データベースシステム（パンフレット）

お申込み・お問合せ

一般財団法人建築行政情報センター 企画課

TEL03-5225-7706 mail dbinfo@icba.or.jp

（担当 目黒、栗原）

建築行政共用データベースシステム

建築士・事務所登録閲覧システムの概要

(特定行政庁向け)

利用効果

申請書に記載された設計者及び工事監理者の建築士名簿への登録有無を、特定行政庁のＰＣから迅速に確かめることができます。

■ 検索項目 (詳細条件を表示する)

建築士区分	☒ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造	登録都道府県	00 : 大臣 ▼
登録番号	第 272586 号	構造・設備建築士証番号	第 号
構造・設備区分	☐ 構造設計 ☐ 設備設計	氏名(姓)フリガナ	氏名(名)フリガナ
氏名(姓)フリガナ		氏名(名)	
並び替え	登録番号 ▼	☒ 昇順	
表示件数	☒ 20件		
検索 クリア			

■ 検索結果

検索結果 1件							1	1 / 1	
区分	登録	登録番号	氏名	旧姓	通称名	定期講習	構造一級	設備一級	処分情報
一級	大臣	第272586号	行政 太郎			○	○	—	無

利用方法

建築士・事務所登録閲覧システムは、利用契約及び利用ＩＤ発行により、既存のＰＣでご利用可能です。

費用

月額利用料：

利用開始の２年度前（平成 26 年度）における年間建築確認件数（計画通知、計画変更を除く）に 150 円を乗じた金額を年間利用料（税抜）とし、80 万円を上限とします。月額利用料はこれを月割としたものです。

（例）平成 26 年度の年間建築確認件数 500 件の場合
 月額利用料 6,250 円（500 件×150 円／12 ヶ月）

※利用するＰＣの数の制限はありません。

平成 28 年 5 月 9 日

建築行政共用データベースシステム未利用の
指定確認検査機関 様
指定構造計算適合性判定機関 様

建築行政共用データベースシステム（建築士・事務所登録閲覧システム）の
ご利用について（ご案内）

一般財団法人建築行政情報センター

平素より、当財団の事業にご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、確認審査等に関する指針においては、確認申請、構造計算適合性判定申請等の受付時に建築士資格の確認が必要とされており、その方法の 1 つとして、建築士・事務所登録閲覧システムの利用が認められているところです。

貴機関におかれましては、建築士・事務所登録閲覧システムのご利用により、正確かつ迅速に建築士資格の確認が可能となります。

つきましては、建築士・事務所登録閲覧システムのご利用を下記によりご検討いただきたく、ご案内かたがたお願いいたします。

記

1. 建築士・事務所登録閲覧システムの利用効果、利用方法及び費用

別 紙「建築士・事務所登録閲覧システムの概要」をご覧ください。

2. お申込み方法

お電話又は電子メールにて、建築士・事務所登録閲覧システムのご利用をご希望の旨、下記宛てご連絡ください。

3. 備考

建築士・事務所登録閲覧システムの有償オプションとして、「法令・大臣認定データベース」もご利用可能です（年間税抜 8 万円）。合わせてご検討ください。

別添資料

別 紙 建築士・事務所登録閲覧システムの概要

参考 1 確認審査等に関する指針（H19 国交告 835 号）（抄）

参考 2 技術的助言（H25 国住指 526 号）（抄）

参考 3 建築士・事務所登録閲覧システム利用状況
建築行政共用データベースシステム（パンフレット）

お申込み・お問合せ

一般財団法人建築行政情報センター 企画課

TEL03-5225-7706 mail dbinfo@icba.or.jp

（担当 目黒、栗原）

建築行政共用データベースシステム

建築士・事務所登録閲覧システムの概要

(指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関向け)

利用効果

【指定確認検査機関】

申請書に記載された設計者及び工事監理者の建築士名簿への登録有無を、指定確認検査機関のPCから迅速に確かめることができます。

検索項目 (詳細条件を表示する)

建築士区分	☒ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造	登録都道府県	00 : 大臣
登録番号	第 272586 号	構造・設備区分	☐ 構造設計 ☐ 設備設計
構造・設備区分	☐ 構造設計 ☐ 設備設計	構造・設備建築士証番号	第 号
氏名(姓)フリガナ		氏名(名)フリガナ	
氏名(姓)		氏名(名)	
並び替え	登録番号	☒ 昇順	
表示件数	☒ 20件		
検索 クリア			

検索結果

検索結果 1件							1	1 / 1	
区分	登録	登録番号	氏名	旧姓	通称名	定期講習	構造一級	設備一級	処分情報
一級	大臣	第272586号	行政 太郎			○	○	—	無

【指定構造計算適合性判定機関】

申請書に記載された設計者及び構造設計一級建築士である旨の表示をした者の建築士名簿への登録有無を、指定構造計算適合性判定機関のPCから迅速に確かめることができます。

検索項目 (詳細条件を表示する)

建築士区分	☒ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造	登録都道府県	00 : 大臣
登録番号	第 号	構造・設備区分	☒ 構造設計 ☐ 設備設計
構造・設備区分	☒ 構造設計 ☐ 設備設計	構造・設備建築士証番号	第 123 号
氏名(姓)フリガナ		氏名(名)フリガナ	
氏名(姓)		氏名(名)	
並び替え	登録番号	☒ 昇順	
表示件数	☒ 20件		
検索 クリア			

検索結果

検索結果 1件

11 / 1

区分	登録	登録番号	氏名	旧姓	通称名	定期講習	構造一級	設備一級	処分情報
一級	大臣	第272586号	行政 太郎			○	○	-	無

利用方法

建築士・事務所登録閲覧システムは、既存の P C でご利用可能です。
ご利用開始までの流れは次のとおりです。

- ①専用回線敷設工事（所要 2 ヶ月程度）
- ②利用契約及び利用 I D 発行（①と並行して進めます）

費用

専用回線敷設工事費：25 万円（税抜）

月額利用料：

利用開始の 2 年度前（平成 26 年度）の年間建築確認件数及び年間構造計算適合性判定件数（計画通知、計画変更を除く）に 150 円を乗じた金額を年間利用料（税抜）とし、80 万円を上限とします。月額利用料はこれを月割としたものです。

専用回線の回線使用料は上記利用料に含まれます。

（例）平成 26 年度の年間建築確認件数 500 件の場合

専用回線敷設工事費 25 万円

月額利用料 6,250 円（500 件×150 円／12 ヶ月）

※社内 L A N を介して、支店等を含めた複数の拠点に回線を敷設することも可能です。

利用料には専用回線の回線使用料が含まれます。

利用する P C の数の制限はありません。

確認審査等に関する指針（H19 国交告第 835 号）（抄）

第 1 確認審査に関する指針

法第 6 条第 4 項及び法第 18 条第 3 項に規定する審査並びに法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認のための審査は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請書の提出又は法第 18 条第 2 項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 （略）

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築物又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築士又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し、建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第 20 条の 2 の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第 10 条の 2 の 2 第 1 項に規定する構造設計一級建築士証の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法

二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第 20 条の 3 の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設備設計一級建築士であ

る旨の表示をした者が、建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

- ロ 申請者等に対し建築士法第 10 条の 2 の 2 第 1 項に規定する設備設計一級建築士証の提示を求め、当該設備設計一級建築士証により確かめる方法

第 2 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第 6 条の 3 第 1 項の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第 18 条第 4 項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

- 二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築物又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第 18 号の 2 様式による申請書の第二面及び施行規則別記第 3 号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第 42 号の 12 の 2 様式による通知書の第二面に記載された設計者が同法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築士又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士名簿により確かめる方法

- ロ 申請者等に対し、建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

- 三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第 20 条の 2 の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第 18 号の 2 様式による申請書の第二面及び施行規則別記第 3 号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第 42 号の 12 の 2 様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第 10 条の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

- ロ 申請者等に対し建築士法第 10 条の 2 第一項に規定する構造設計一級建築士証の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法

各都道府県建築行政主務部長 殿
国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）（抄）

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

一級建築士でない者が一級建築士と詐称する事案の再発防止の観点や、建築士定期講習の未受講者に対する受講促進の観点から、平成 25 年 1 月より、建築主事及び指定確認検査機関において、「建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について（技術的助言）」（平成 24 年 12 月 3 日付け国住指第 3329 号。以下「技術的助言」という。）により、建築確認手続きの中で建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認いただいているところです。

今般、上記のうち建築士の免許登録の有無を確認する方法について法令に位置付けるため、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）の一部を改正する省令及び「確認審査等に関する指針」（平成 19 年国土交通省告示第 835 号。以下「指針告示」という。）の一部を改正する件について、平成 25 年 5 月 30 日に公布、同年 7 月 1 日から施行することとしました。

（中略）

これらの改正法令の運用等に関して下記のとおり通知しますので、運用にあたり留意されるようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関並びに登録昇降機検査資格者講習実施機関及び登録建築設備検査資格者講習実施機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1. 建築士等の免許登録の有無を確認する方法について

「建築士免許証等の写し」、「構造設計一級建築士証の写し」及び「設備設計一級建築士証の写し」については、確認の申請書等への添付を不要とし、それに代わる建築士免許登録の確認方法として、「建築士名簿により確かめる方法」（構造設計・設備設計一級建築士の免許登録の確認の場合は、「一級建築士名簿により確かめる方法」）又は「申請者等に建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法」のいずれかによることとした。

指針告示に規定する「建築士名簿により確かめる方法」及び「一級建築士名簿により確かめる方法」としては、建築士法に基づく中央指定登録機関である公益社団法人日本建築士会連合会若しくは都道府県指定登録機関である各都道府県建築士会が発行する建築士登録内容の証明書により確かめる方法又は建築士データベースの登録情報により確かめる方法が考えられる。

（以下略）

建築士・事務所登録閲覧システム利用状況

特定行政庁

区分	総数	建築士・事務所登録閲覧システム利用団体数	左記のうち、法令・大臣認定データベースも利用
特定行政庁	300	283	257
限定特定行政庁	149	89	71
計	449	372	328
	100.0%	82.9%	

指定確認検査機関等

区分	総数	建築士・事務所登録閲覧システム利用団体数	左記のうち、法令・大臣認定データベースも利用
指定確認検査機関（構造適判業務を行っている機関を含む）	134	112	82
指定構造計算適合性判定機関	10	5	0
計	144	117	82
	100.0%	81.3%	

特定行政庁 利用団体一覧

注：団体名の * 印は、法令・大臣認定データベースも合わせて利用されていることを示します。

No.	区域	区分	団体名	No.	区域	区分	団体名	No.	区域	区分	団体名	No.	区域	区分	団体名
1	北海道	特庁	北札幌市 *	94	埼玉県	限特	加須市 *	187	石川県	特庁	石川市 *	280	兵庫県	特庁	高砂市 *
2	"	"	海部市 *	95	"	"	須賀川市 *	188	"	"	川市 *	281	"	"	三木市 *
3	"	"	函館市 *	96	"	"	松本市 *	189	"	"	白山市 *	282	奈良県	特庁	奈良市 *
4	"	"	旭川市 *	97	"	"	東川市 *	190	"	"	野間市 *	283	"	"	原市 *
5	"	"	小室市 *	98	"	"	深谷市 *	191	限特	"	加能市 *	284	"	"	市 *
6	"	"	釧路市 *	99	"	"	入志市 *	192	"	"	賀美市 *	285	和歌山県	特庁	和歌山市 *
7	"	"	釧路市 *	100	"	"	木光市 *	193	福井県	特庁	福井市 *	286	"	"	山田市 *
8	"	"	小見市 *	101	"	"	郷見市 *	194	"	"	井市 *	287	鳥取県	特庁	鳥取市 *
9	"	"	別走市 *	102	"	"	郷見市 *	195	山梨県	特庁	山梨市 *	288	"	"	島根市 *
10	"	"	江神市 *	103	"	"	三郷市 *	196	"	"	甲府市 *	289	"	"	米子市 *
11	"	"	江神市 *	104	"	"	三郷市 *	197	長野県	特庁	長野市 *	290	"	"	倉吉市 *
12	"	"	江神市 *	105	"	"	三郷市 *	198	"	"	長野市 *	291	島根県	特庁	島根市 *
13	"	"	江神市 *	106	"	"	三郷市 *	199	"	"	長野市 *	292	"	"	根子市 *
14	"	"	江神市 *	107	"	"	三郷市 *	200	限特	"	長野市 *	293	"	"	根子市 *
15	青森県	特庁	青森市 *	108	"	"	三郷市 *	201	"	"	長野市 *	294	"	"	根子市 *
16	"	"	青森市 *	109	"	"	三郷市 *	202	岐阜県	特庁	岐阜市 *	295	"	"	根子市 *
17	"	"	青森市 *	110	千葉県	特庁	千葉市 *	203	"	"	岐阜市 *	296	"	"	根子市 *
18	"	"	青森市 *	111	"	"	千葉市 *	204	"	"	岐阜市 *	297	"	"	根子市 *
19	岩手県	特庁	岩手市 *	112	"	"	千葉市 *	205	"	"	岐阜市 *	298	"	"	根子市 *
20	"	"	盛岡市 *	113	"	"	千葉市 *	206	静岡県	特庁	静岡市 *	299	"	"	根子市 *
21	"	限特	宮古市 *	114	"	"	千葉市 *	207	"	"	静岡市 *	300	岡山県	特庁	岡山市 *
22	"	"	花巻市 *	115	"	"	千葉市 *	208	"	"	静岡市 *	301	"	"	山手市 *
23	"	"	釜石市 *	116	"	"	千葉市 *	209	"	"	静岡市 *	302	"	"	山手市 *
24	"	"	釜石市 *	117	"	"	千葉市 *	210	"	"	静岡市 *	303	"	"	山手市 *
25	"	"	釜石市 *	118	"	"	千葉市 *	211	"	"	静岡市 *	304	"	"	山手市 *
26	"	"	釜石市 *	119	"	"	千葉市 *	212	"	"	静岡市 *	305	広島県	特庁	広島市 *
27	宮城県	特庁	宮崎市 *	120	"	"	千葉市 *	213	"	"	静岡市 *	306	"	"	広島市 *
28	"	"	仙台市 *	121	"	"	千葉市 *	214	"	"	静岡市 *	307	"	"	広島市 *
29	"	"	石巻市 *	122	"	"	千葉市 *	215	"	"	静岡市 *	308	"	"	広島市 *
30	"	"	石巻市 *	123	限特	"	千葉市 *	216	"	"	静岡市 *	309	"	"	広島市 *
31	秋田県	特庁	秋田市 *	124	"	"	千葉市 *	217	"	"	静岡市 *	310	"	"	広島市 *
32	"	"	横手市 *	125	"	"	千葉市 *	218	"	"	静岡市 *	311	"	"	広島市 *
33	"	"	横手市 *	126	"	"	千葉市 *	219	"	"	静岡市 *	312	"	"	広島市 *
34	"	"	横手市 *	127	"	"	千葉市 *	220	"	"	静岡市 *	313	"	"	広島市 *
35	"	限特	横手市 *	128	"	"	千葉市 *	221	"	"	静岡市 *	314	山口県	特庁	山口市 *
36	"	"	横手市 *	129	"	"	千葉市 *	222	"	"	静岡市 *	315	"	"	山口市 *
37	山形県	特庁	山形市 *	130	"	"	千葉市 *	223	愛知県	特庁	愛知市 *	316	"	"	山口市 *
38	"	"	山形市 *	131	"	"	千葉市 *	224	"	"	愛知市 *	317	"	"	山口市 *
39	"	限特	山形市 *	132	東京都	特庁	東京都 *	225	"	"	愛知市 *	318	"	"	山口市 *
40	"	"	山形市 *	133	"	"	東京都 *	226	"	"	愛知市 *	319	"	"	山口市 *
41	"	"	山形市 *	134	"	"	東京都 *	227	"	"	愛知市 *	320	"	"	山口市 *
42	"	"	山形市 *	135	"	"	東京都 *	228	"	"	愛知市 *	321	"	"	山口市 *
43	福島県	特庁	福島市 *	136	"	"	東京都 *	229	"	"	愛知市 *	322	"	"	山口市 *
44	"	"	福島市 *	137	"	"	東京都 *	230	"	"	愛知市 *	323	"	"	山口市 *
45	"	"	福島市 *	138	"	"	東京都 *	231	"	"	愛知市 *	324	徳島県	特庁	徳島市 *
46	"	"	福島市 *	139	"	"	東京都 *	232	"	"	愛知市 *	325	"	"	徳島市 *
47	"	限特	福島市 *	140	"	"	東京都 *	233	"	"	愛知市 *	326	香川県	特庁	香川市 *
48	"	"	福島市 *	141	"	"	東京都 *	234	"	"	愛知市 *	327	"	"	香川市 *
49	茨城県	特庁	茨城市 *	142	"	"	東京都 *	235	"	"	愛知市 *	328	愛媛県	特庁	愛媛市 *
50	"	"	水戸市 *	143	"	"	東京都 *	236	"	"	愛知市 *	329	"	"	愛媛市 *
51	"	"	水戸市 *	144	"	"	東京都 *	237	三重県	特庁	三重市 *	330	"	"	愛媛市 *
52	"	"	水戸市 *	145	"	"	東京都 *	238	"	"	三重市 *	331	"	"	愛媛市 *
53	"	"	水戸市 *	146	"	"	東京都 *	239	"	"	三重市 *	332	"	"	愛媛市 *
54	"	"	水戸市 *	147	"	"	東京都 *	240	"	"	三重市 *	333	"	"	愛媛市 *
55	"	"	水戸市 *	148	"	"	東京都 *	241	"	"	三重市 *	334	高知県	特庁	高知市 *
56	"	"	水戸市 *	149	"	"	東京都 *	242	"	"	三重市 *	335	"	"	高知市 *
57	"	"	水戸市 *	150	"	"	東京都 *	243	"	"	三重市 *	336	福岡県	特庁	福岡市 *
58	"	"	水戸市 *	151	"	"	東京都 *	244	"	"	三重市 *	337	"	"	福岡市 *
59	栃木県	特庁	栃木市 *	152	"	"	東京都 *	245	"	"	三重市 *	338	"	"	福岡市 *
60	"	"	宇都宮市 *	153	"	"	東京都 *	246	滋賀県	特庁	滋賀市 *	339	"	"	福岡市 *
61	"	"	宇都宮市 *	154	"	"	東京都 *	247	"	"	滋賀市 *	340	"	"	福岡市 *
62	"	"	宇都宮市 *	155	"	"	東京都 *	248	"	"	滋賀市 *	341	佐賀県	特庁	佐賀市 *
63	"	"	宇都宮市 *	156	"	"	東京都 *	249	"	"	滋賀市 *	342	"	"	佐賀市 *
64	"	"	宇都宮市 *	157	"	"	東京都 *	250	"	"	滋賀市 *	343	長崎県	特庁	長崎市 *
65	"	"	宇都宮市 *	158	"	"	東京都 *	251	"	"	滋賀市 *	344	"	"	長崎市 *
66	"	"	宇都宮市 *	159	"	"	東京都 *	252	"	"	滋賀市 *	345	"	"	長崎市 *
67	"	"	宇都宮市 *	160	"	"	東京都 *	253	"	"	滋賀市 *	346	"	"	長崎市 *
68	"	"	宇都宮市 *	161	"	"	東京都 *	254	京都府	特庁	京都市 *	347	"	"	長崎市 *
69	群馬県	特庁	群馬市 *	162	"	"	東京都 *	255	"	"	京都市 *	348	熊本県	特庁	熊本市 *
70	"	"	前橋市 *	163	"	"	東京都 *	256	"	"	京都市 *	349	"	"	熊本市 *
71	"	"	高崎市 *	164	神奈川県	特庁	神奈川市 *	257	大阪府	特庁	大阪市 *	350	"	"	熊本市 *
72	"	"	高崎市 *	165	"	"	神奈川市 *	258	"	"	大阪市 *	351	"	"	熊本市 *
73	"	"	高崎市 *	166	"	"	神奈川市 *	259	"	"	大阪市 *	352	大分県	特庁	大分市 *
74	"	"	高崎市 *	167	"	"	神奈川市 *	260	"	"	大阪市 *	353	"	"	大分市 *
75	"	"	高崎市 *	168	"	"	神奈川市 *	261	"	"	大阪市 *	354	"	"	大分市 *
76	"	"	高崎市 *	169	"	"	神奈川市 *	262	"	"	大阪市 *	355	"	"	大分市 *
77	"	限特	高崎市 *	170	"	"	神奈川市 *	263	"	"	大阪市 *	356	"	"	大分市 *
78	"	"	高崎市 *	171	"	"	神奈川市 *	264	"	"	大阪市 *	357	"	"	大分市 *
79	"	"	高崎市 *	172	"	"	神奈川市 *	265	"	"	大阪市 *	358	宮崎県	特庁	宮崎市 *
80	埼玉県	特庁	埼玉市 *	173	"	"	神奈川市 *	266	"	"	大阪市 *	359	"	"	宮崎市 *
81	"	"	さいたま市 *	174	"	"	神奈川市 *	267	"	"	大阪市 *	360	"	"	宮崎市 *
82	"	"	さいたま市 *	175	"	"	神奈川市 *	268	"	"	大阪市 *	361	"	"	宮崎市 *
83	"	"	さいたま市 *	176	"	"	神奈川市 *	269	"	"	大阪市 *	362	"	"	宮崎市 *
84	"	"	さいたま市 *	177	新潟県	特庁	新潟市 *	270	"	"	大阪市 *	363	鹿児島県	特庁	鹿児島市 *
85	"	"	さいたま市 *	178	"	"	新潟市 *	271	"	"	大阪市 *	364	"	"	鹿児島市 *
86	"	"	さいたま市 *	179	"	"	新潟市 *	272	"	"	大阪市 *	365	"	"	鹿児島市 *
87	"	"	さいたま市 *	180	"	"	新潟市 *	273	"	"	大阪市 *	366	"	"	鹿児島市 *
88	"	"	さいたま市 *	181	"	"	新潟市 *	274	"	"	大阪市 *	367	沖縄県	特庁	沖縄市 *
89	"	"	さいたま市 *	182	"	"	新潟市 *	275	兵庫県	特庁	神戸市 *	368	"	"	沖縄市 *
90	"	"	さいたま市 *	183	"	"	新潟市 *	276	"	"	神戸市 *	369	"	"	沖縄市 *
91	"	限特	さいたま市 *	184	富山県	特庁	富山市 *	277	"	"	神戸市 *	370	"	"	沖縄市 *
92	"	"	さいたま市 *	185	"	"	富山市 *	278	"	"	神戸市 *	371	"	"	沖縄市 *
93	"	"	さいたま市 *	186	"	"	富山市 *	279	"	"	神戸市 *	372	"	"	沖縄市 *

指定確認検査機関等 利用団体一覧

注:団体名の＊印は、法令・大臣認定データベースも合わせて利用されていることを示します。

No.	本社所在地	団体名
1	北海道	一般財団法人北海道建築指導センター＊
2	〃	株式会社札幌工業検査＊
3	青森県	株式会社建築住宅センター＊
4	宮城県	株式会社東北建築センター
5	〃	一般財団法人宮城県建築住宅センター＊
6	〃	株式会社仙台都市整備センター＊
7	秋田県	一般財団法人秋田県建築住宅センター＊
8	福島県	一般財団法人ふくしま建築住宅センター
9	茨城県	株式会社E M I 確認検査機構
10	〃	一般財団法人茨城県建築センター＊
11	〃	株式会社安心確認検査機構＊
12	栃木県	公益財団法人とちぎ建設技術センター＊
13	〃	株式会社 会 社 総 研＊
14	群馬県	株式会社北関東建築検査機構
15	〃	公益財団法人群馬県建設技術センター＊
16	埼玉県	一般財団法人さいたま住宅検査センター
17	千葉県	株式会社ガイア＊
18	〃	日本確認センター株式会社＊
19	〃	ユーディーアイ確認検査株式会社＊
20	〃	株式会社千葉県建築住宅センター＊
21	東京都	一般財団法人日本建築センター＊
22	〃	日本 E R I 株式会社＊
23	〃	一般財団法人住宅金融普及協会＊
24	〃	ハウスプラス確認検査株式会社＊
25	〃	株式会社住宅性能評価センター＊
26	〃	株式会社都市居住評価センター＊
27	〃	一般財団法人ベターリビング
28	〃	日本建築検査協会株式会社＊
29	〃	S B I アーキテクオリティ株式会社＊
30	〃	アウェイ建築評価ネット株式会社
31	〃	株式会社グッド・アイズ建築検査機構＊
32	〃	日本建物評価機構株式会社
33	〃	A I 確認検査センター株式会社＊
34	〃	株式会社東京建築検査機構＊
35	〃	株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構＊
36	〃	イーハウス建築センター株式会社＊
37	〃	一般社団法人日本住宅性能評価機構＊
38	〃	株式会社 J 建築検査センター＊
39	〃	株式会社高良 G U T
40	〃	株式会社都市建築確認センター＊
41	〃	株式会社 T S K 建築確認安全センター＊
42	〃	シー・アイ・ジャパン株式会社＊
43	〃	日本タリアセン株式会社
44	〃	N I C 確認検査株式会社
45	〃	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター＊
46	神奈川県	株式会社東日本住宅評価センター＊
47	〃	ビューローベリタスジャパン株式会社＊
48	〃	富士建築センター株式会社＊
49	〃	S G S ジャパン株式会社＊
50	〃	株式会社神奈川建築確認検査機関＊
51	〃	株式会社湘南建築センター＊
52	〃	一般財団法人神奈川県建築安全協会＊
53	新潟県	一般財団法人にいがた住宅センター
54	富山県	一般財団法人富山県建築住宅センター＊
55	石川県	一般財団法人石川県建築住宅センター＊
56	福井県	一般財団法人福井県建築住宅センター＊
57	山梨県	公益社団法人山梨県建設技術センター＊
58	岐阜県	株式会社ぎふ建築住宅センター
59	〃	有限会社みの建築確認検査センター

No.	本社所在地	団体名
60	静岡県	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター＊
61	愛知県	株式会社確認サービス＊
62	〃	株式会社 C I 東海
63	〃	株式会社確認検査愛知
64	〃	一般財団法人愛知県建築住宅センター＊
65	〃	株式会社愛知建築センター＊
66	三重県	公益財団法人三重県建設技術センター＊
67	〃	株式会社トータル建築確認評価センター＊
68	滋賀県	株式会社確認検査機構アネックス＊
69	〃	一般財団法人滋賀県建築住宅センター＊
70	京都府	株式会社 I - P E C ＊
71	〃	株式会社京都確認検査機構
72	〃	特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所＊
73	大阪府	一般財団法人日本建築総合試験所＊
74	〃	株式会社国際確認検査センター＊
75	〃	株式会社西日本住宅評価センター＊
76	〃	株式会社確認検査機構トラスト
77	〃	株式会社日本確認検査センター＊
78	〃	建築検査機構株式会社＊
79	〃	株式会社近 確 機 構＊
80	〃	株式会社オーネックス＊
81	〃	株式会社技 研＊
82	〃	関西住宅品質保証株式会社
83	〃	アール・イー・ジャパン株式会社＊
84	〃	株式会社総合確認検査機構＊
85	〃	一般財団法人大阪建築防災センター＊
86	兵庫県	株式会社ジェイネット
87	〃	株式会社阪 確 サ ポ ー ト＊
88	〃	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
89	〃	株式会社兵庫確認検査機構＊
90	奈良県	株式会社確認検査機構プラン 2 1 ＊
91	〃	一般財団法人なら建築住宅センター
92	島根県	一般財団法人島根県建築住宅センター
93	岡山県	岡山県建築住宅センター株式会社＊
94	広島県	株式会社ジェイ・イー・サポート＊
95	〃	ハウスプラス中国住宅保証株式会社＊
96	〃	株式会社広島建築住宅センター＊
97	〃	有限会社広島県東部建築確認センター＊
98	徳島県	株式会社とくしま建築住宅センター
99	愛媛県	株式会社愛媛建築住宅センター＊
100	高知県	公益社団法人高知県建設技術公社＊
101	福岡県	九州住宅保証株式会社＊
102	〃	一般財団法人福岡県建築住宅センター＊
103	佐賀県	公益財団法人佐賀県建設技術支援機構
104	長崎県	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター
105	熊本県	一般財団法人熊本建築審査センター
106	〃	株式会社熊本建築確認検査機関
107	〃	株式会社 A C S 熊 本＊
108	大分県	一般財団法人大分県建築住宅センター＊
109	宮崎県	一般財団法人宮崎県建築住宅センター
110	鹿児島県	公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター＊
111	〃	株式会社鹿児島建築確認検査機構
112	沖縄県	沖縄建築確認検査センター株式会社＊

※以下、構造計算適合性判定機関

113	北海道	地方独立行政法人北海道立総合研究機構
114	東京都	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
115	〃	株式会社建築構造センター
116	静岡県	特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター
117	熊本県	一般財団法人熊本建築構造評価センター